

令和9年度 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）のご案内

1 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）の対象となる方

県の認可を受けている私立幼稚園（千葉市が利用者負担額を定めている一部の幼稚園を除く。）又は国立幼稚園に在園しており、千葉市に住民登録のある3歳児から5歳児までのお子様（令和3年4月2日～令和6年4月1日生）が対象です。

※満3歳に達した日以後、最初の3月31日を経過していないお子さまが入園した場合も、幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料）が対象となります。

※千葉市外の私立幼稚園に通園している場合も対象となります。

※千葉市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

2 無償化の対象となる費用

無償化の対象となるのは、入園料及び保育料です。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担となります。

3 無償化の上限額及び算定方法

私立幼稚園は、月額28,000円を上限として無償化の対象となります。

※国立幼稚園は、月額8,700円を上限として無償化の対象となります。

※保育料等の月額と、無償化の月額上限額を比較し、いずれか低い額までが無償化の対象となります。

※月額上限額を超えた場合、超過分は保護者負担となります。

○入園料の取り扱い

入園料は、入園した年度に在籍した月数で割り戻して月額換算し、幼稚園が定める保育料との合計額（以下「保育料等月額」という。）を無償化の月額上限額と比較します。

<例>入園料60,000円（年額）、保育料20,000円（月額）の場合

$$60,000円 \div 12 \text{ か月（入園料の月額換算額）} + 20,000円 \text{（保育料月額）} \\ = 25,000円 \text{（保育料等月額）}$$

⇒保育料等月額25,000円と無償化の月額上限額28,000円を比較し、低い額である25,000円が無償化の対象となります。

4 保育料等の支払方法

- ・市が、無償化相当額の給付費を直接幼稚園へ支払います。
- ・保育料等月額が上限額(28,000円)を超える場合は、超過分を保護者から幼稚園へお支払いいただきます。

※入園料・保育料の詳細については、各幼稚園へご確認ください。

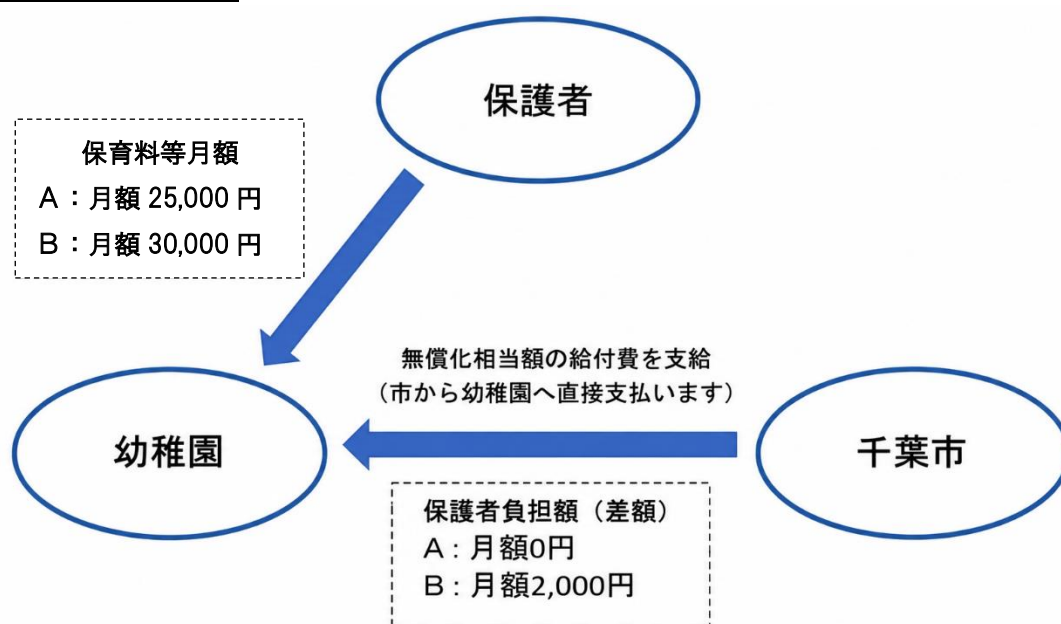
◇パターンA 保育料等月額が25,000円の場合

→25,000円を市から幼稚園へ支払います。(保護者負担なし)

◇パターンB 保育料等月額が30,000円の場合

→28,000円を市から幼稚園へ支払います。(保護者負担額は差額の2,000円)

支払方法イメージ図



5 必要な手続き

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 1 号）」**A2**に必要事項をご記入の上、幼稚園が指定する提出期限までに、在籍する幼稚園へご提出ください。

※認定申請書は、幼稚園を通じて市へ提出されます。

※認定後、市から幼稚園を通じて認定通知書を送付しますので、認定期間終了まで大切に保管してください。

※預かり保育無償化の申請書 **B2** を提出した方については後日、各区こども家庭課から認定通知書をご自宅へ直接送付します。この場合、幼稚園を通じた認定通知書の送付はありません。

6 給食費（副食材料費）に対する補足給付事業について

一部の世帯を対象に、給食費（副食材料費）に対する補足給付事業（補助制度）を実施します。

（1）対象と支給額

【対象となる子ども】

- ・年収 360 万円未満世帯の子ども（市民税所得割額の合計額が 102,800 円以下世帯（6%：77,100 円））※

※千葉市を含む指定都市に住所を有する方は、所得割額を算定する際の税率 8%による金額が基準となります。なお、千葉市を含む指定都市以外で課税されている方（市外からの転入者や単身赴任者など）は、（ ）内に記載している税率 6%による金額が基準となります。

- ・所得に関わらず第 3 子以降世帯※の子ども

※ただし、小学校 3 年生までのきょうだいの中で、対象となる園児が上から何人目にあたるかで判定します。

【対象となる費用】幼稚園が提供する給食費のうち、副食材料費（おかず代等）

※主食（お米、麺、パン等）は対象外

※預かり保育で提供されるおやつ代等は対象外

【支給額】副食材料費（月額）と月額上限 5,100 円（令和 8 年度現在の基準額）を比較してどちらか低い額

（2）手続き・支給時期

給食費を幼稚園にお支払いいただいた後の償還払いとなります。

申請手続きについては、別途、幼稚園経由でご案内（令和 9 年 9 月、令和 10 年 3 月）します。支給時期は、6 か月分ずつ令和 10 年 1 月末頃、令和 10 年 7 月末頃の予定です。

7 注意事項

◇4 月入園の方で、4 月 1 日時点において千葉市に住民票がない場合は、4 月 1 日時点で住民票のある市区町村で無償化認定の手続きが必要となる場合があります。該当する方は、事前に千葉市幼保運営課へご相談ください。

- ◇幼稚園に在園したまま千葉市外へ転出した場合は、転出先の市区町村で無償化の手続きが必要となります。転出予定がある場合は、事前に幼稚園へお知らせいただくとともに、転出後は速やかに転出先の市区町村担当課でお手続きください。
- ◇転園した場合は、転園先の幼稚園を通じて、改めて「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 1 号）」をご提出ください。
- ◇企業主導型保育事業を利用している場合は、幼稚園の入園料および保育料は無償化の対象外となります。
- ◇就学前の障害児発達支援を利用している場合は、幼稚園等の無償化とあわせて利用料が無償化の対象となります。

【問い合わせ先】千葉市中央区千葉港 1－1（千葉市役所 高層棟 8 階）
千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 幼児教育振興班
電話：043－245－5100